

千九百四十三年八月

各轉住所内に現在居住して  
居る日系人の隔離

ワシントン市

戦時轉住局



# 戦時轉任局の隔離計畫

戦時轉任局は各轉任所内に居住して居る日系人の總ての福利に關して責任を有つて居ることをある。然し此の責任の遂行は、轉任所内に在ける居住者の大多數が忠良なる米国人たらんと欲して居る一方、一部の者は米國に忠實でなく、又米國の戦争遂行目的に同意しないと言ふ事を明示して居る者、非常中に困難である。戦時轉任局は之等の二種の異つた態度を示して居る居住者に對して責任を有つて居ると同時に、米國の利害を保護且つ促進する責務をも有して居ることをある。

轉任局は慎重な審議の結果、米國の制度の下に生活せんと望む者と、米國の利害に逆ひ融和しない所の利害を保持する者を分離すべし、轉任局としての責任を全うする事が出来ると言ふ結論に達したものである。

依つて隔離計畫の順序が取極められたのである。轉任所居住者にて米國に忠實でないか、或は好意を有して居ない者は、ツレー、レーキ轉任所に移され、ツレー、レーキ居住者にて、米國に忠實であり、或は好意を有して居る者は、他つ轉任所に移されるか、又は出来れば、外部移住許可を與へらるゝのである。隔離完遂後、轉任所に在る居住者は、米國の繁榮と密接な關係ある利害を有する故を以て、轉任所より外部に移住する資格を備へた者より成ることをある。

隔離は、ツレー、レーキ轉任所に移される者に対する



○如何にして隔離が遂行されるか。

自分の祖国或は血族的系統を引いて居る所の国と交戦中の国に現に在任して居る者は、自分が利害を共にし、又同時に自分の支持を捧げる事を折言不所の国を選ばざる必要に迫られるのである。現在轉住所内に居住して居る日系人は個人的選擇の自由を行使し各自其の行處によつて、其の申立を立證する機會を既に與へられて居るのである。

誰がツレ・レーキ轉住所に移さなければならぬかと言ふ事を決するに當り、轉住局は各自りなした申立と本人の行處が其の申立を立證して居るか何うかと言ふ事を慎重に考慮するべきである。

多数の外国生れの者は、法律上の制限の存ばかりに忠実なる米国民となる事が出来なると同時に、又法律上米国民でありながら、今次の戦争に於て、断然、日本員負である者が居ると言ふ事實に鑑みて、當局は市民権の有無は考慮に入らなうて、隔離を遂行するべきである。

参考となる重要なもの一つとして考慮されるのは、本年の二月及三月に各轉住所に於て行はれた登録に用いられた質問書の中、質問が二十八番の答である。是れは日系米国民に對しては、米國に誠忠を誓ひ、同時に他の國に對する誠忠を棄絶するや否やとの質問であり、非市民に對しては、米國の法律を遵守して、米國の戦時奴力を妨げる様な行處には出ないと言ふ事を約するや否やとの質問であつた。此の隔離計畫の説明には、此の

處罰又は刑罰として行はれるのではない。戦時轉住局は米國に對する誠実に欠けて居るか或は日本に員負して居ると率直に断言した所の日系人の誠意を認めるのである。ツレ・レーキに移された者は、外出の特権を與へられたいのであるが、彼等の場合は現在の轉住所に居残る事が出来たとしても、此の特権は得られたいのである。

隔離は米國人として生き、又同時に妨げられる事なくアリア魂を發揮せん事を切望して居る所の立退者に米國人として生きる頼しい機會を與へるのである。又轉住所内に於て和合を確かにもたうすであらう。又外出許可を得た者が外部に於て歓迎される可能性を増し、移住を接ける事になるのである。

隔離される者の選定は公平と公明正大を以て行はれるべきである。余は隔離は移動しなればならぬ人々に可成り不便を感じせしめる事を認めるのであるが、國家の爲、又數万名の誠心である米國民及法律を遵守する非市民の福利の見地から見れば、此の手段は正當であると信するるのである。

轉住所内の居住者は皆残らず隔離計畫の主旨及其の遂行方法に通曉して關係者の總てにたるべく困難を與へないで必要な調整を可能にする様に勧めたいのである。

戦時轉住局長

テイロン・エス・マイヤ



備へて居るか何うかに就て、後程、更に審問の上決  
せらるゝのである。

### カ三部

米國に忠実である事或は米國員類である事を  
言明して居るにも拘らず、以前の言明又は他の  
證據の存、其の誠忠或は員類が疑はし者、  
此の部には、左の者が含まれて居る。

イ、カ二部より編入された者、

ロ、登録當時に質向カ二十八番に「否」と答へて七月

十五日以前に「はい」と改変した者、

ハ、同質向に「はい」と答へたが、條件を附けた者、

ニ、本國帰還又は国籍離脱を申込んで、七月一日

以前に撤回した者、

ホ、米國に對する誠忠に欠けて居る證據が外に

ある者、

ヘ、轉任局長に外出を拒絶された者、

上記のカ三部に含まれて居る者は、轉任所外出許可

部によつて訊問が行はる申請者の誠忠を確かめ

外出許可を得る資格を有するや否やを決定する

事の出来る徹底的訊問が行はるのである。

### カ四部

外出する資格を有する者、此の部に属する  
者は隔離されるのである。

同様質向を質向カ二十八番と称する事とする。

### 立退者の類別

隔離計畫遂行の便宜上轉任所内の居住者は、四つの異つた部  
に類別する事が出来るのである。

#### カ一部

別に訊問なしに隔離される者、此の中には本年七月一日  
以前に正式に本國帰還或は米國々籍離脱を  
申込んで七月一日以前に撤回しなかつた者を含む。

#### カ二部

質向カ二十八番に對する答、或は全然答へなかつ  
た事によつて、米國より寧ろ日本に忠実である様に  
見える者、此の部に含まれて居る者は、各自隔離  
決定再調査委員の訊問に出頭して、日本員類  
又は日本に忠実であると言ふ證據が實際本人の  
行季と尙違なく一致して居るか何うかと言ふ事が確  
かめらるるのである。此の中に含まれる者は、質向カ二十  
八番に「否」と答へて、七月十五日以前に「はい」に  
變へなかつた者、登録を拒んだ者及登録しなかつた者、  
質向カ二十八番に答へなかつた者、

再調査委員によつて行はる所の訊問は、比較的簡短

である。従前通りに日本員類である者は、隔離される

者として指定される。訊問の折に米國に忠実である

か或は米國員類であるとの言明に署名した者は、

カ三部に編入され、外部移住許可を得る資格を



○誰が轉住所に居残るか

隔離完遂後に轉住所に取り残された者は皆外部移任の資格を備へて居る者であつて轉住局は従前通りに外部に移住して順當な生活を営む事を望んで居る者に援助を與へる爲に努力を續けるのである。

●移動順序

移動される者はツレ・レーキ轉住所に移動される事が決まり次第、直ちに社會部と相談に差し向けられる。此の相談の結果次の様な事が決められる。

- イ 本人は旅をする事が出来るか、出来るか否かは特別便宜を要するや否や。
- ロ 家族の者で誰が同伴を望むか。
- ハ 本人又は其の家族は外に如何なる援助を要するか。

或る場合には家族全部の本国帰還又は国籍離脱を家長の署名の下に申請して居る。斯かる場合には家族の者で申請に自ら署名しなかつた者は本国帰還或は国籍離脱を申請又は拒絶する簡單な陳述に署名する事を要求される。此の陳述は轉住所長にツレ・レーキに眞先に移動する者の正確な名簿の作成を可能にする爲に八月十日迄に完了されるべきである。

○誰がツレ・レーキ轉住所に移されるか

次の條項に含まれて居る者はツレ・レーキに移される。

- イ 一部分に属する者全部。
- ロ 一部分の者の中で再調査委員によつて、米國に忠實でないか或は米國職員でないか認められる者。
- ハ 一部分に属して居る者の中で轉住所外出許可部によつて外出の資格を備へて居ないと断定された者。
- ニ 一部分に含まれて居る者で、家族と一緒に住む事を望む者。此の様なツレ・レーキへの自発的移動は轉住所社會部と相談の上許可を得る事が出来るのである。

○再調査委員による訊問の通知

一部分に属して居る者は各自隔離に關して其の身分を牛紙にて通告し再調査委員によつて行はれる所の訊問に出頭する日と場所が指定される。一部分に含まれて居る者も同様に身分に關する通知と訊問に出頭する日と場所に關して通知を受ける。

再調査委員の訊問に出頭した者は訊問終了後直ちに其の結果を文書にて通知されるのである。



に對して百五十所に限らるゝ居るつてあつて汽車にて旅行中には使用する事は不可能である。

牛荷物には旅行中に必要な物だけ居る事を許さなければならぬ。

自分の荷物及貨物をちゃんと用意して姓名、住所、家族員人数及目的地を明瞭に記す事は隔離される者各自の責任である。必要の荷札は給與される。貨物として取扱はれる品物は所有者出発の少く共二十四時内前に箱に入れて荷作りが整つて居なければならぬ。

特に鉄道が過重の使命を果して居る戦時に於て數千名の老若男女をツレ、レーキ轉住所に移し強ど同数の者をツレ、レーキから六ヶ所の轉住所に移すのは複雑且困難な仕事である。轉住局は陸軍當局の協力を得て移動する人々になるだけ不便を與へない様に此の大集團的移動を完遂すべく周到に計畫して居るのである。移動汽車にはそれ程轉住局の代表者が乗つて居て立退者に援助を與へる。旅行中は汽車の中で食物が供せられ又医療、看護婦の便宜も計らるゝ幼児用の乳、其の他の便宜も供せらるゝのである。

轉住所主任医師の必要と認められた場合には老人又は病身の者は旅行中に寢台を與へらるゝ。然し一般の者はコーチにて旅行する事になつて居る。

年齢或は男女の別なく本国帰還或は国籍離脱申請に

本人自ら署名する事を要求する方針はツレ、レーキ轉住所に行く者は米國に忠実でないか、さもなければ米國の戦争遂行目的に同意し得ないと言ふ事を立證する自分の行状及陳述の結果、行つて居るのであると言ふ戦時轉住局當局の原則と一致して居るのである。

旅が出来ぬ、病身の者は充分に快方に向小迄はツレ、レーキ轉住所に移さなくとあり、又近親の者も一緒に居残る事を許される。病気の者に必要とする特別許可或は旅行中の特別便宜は轉住所主任医師によつて認定される。

ツレ、レーキに移動される者は前以つて通知を受けるのであつて此の通知は出発の日と乗る汽車を含み暇乞ひに廻るに必要な時間を與へる事が出来る様になるだけ早く出発せらるゝ。

轉住所よりツレ、レーキに移動する事になつた者は政府所有物を返却する手續をとつたり回送されなければならぬ、自己の所有物の何作りをせたり宛名を書いたり必要な準備をして居なければならぬ。家庭用の必要品のみに即ち實際に使用されて居る物品及自製家具等は回送貨物を政府が支拂ふ事になつて居る。之等の所有物は回送には貨物として取扱はれるのであるから所有者がツレ、レーキに到着して二ヶ月後迄届かぬ、事になるかも知れないのである。

故に隔離される者は此の期間に必要と思はれる着物、家庭用品等を携へて行く事が肝要である。之等の物は牛荷物或は小荷物として携へらるゝのである。小荷物は一入前汽車賃



有して居たのである。千九百四十二年四月に戦時轉任局の一員として轉任する迄は農務省内の各部署に長年勤めて居たのである。

ベスト氏は組織當初よりの戦時轉任局の卒先者の方であつて最初には各轉任所の設立及供給に援助をなしたものである。又初めユタ州モアブに設立され現にアリゾナ州ルツプに移されてゐる收容所長に仕せられる以前にミニドカ轉任所に於て六ヶ月の勤務したものである。モアブ及ルツプに於てベスト氏は居住者の信頼と誠実を勝ち得た上公平且思慮深い取扱ひによつて評判となつたのである。

第一次世界大戦に於てベスト氏は米國海兵隊の一員として活躍したのである。因に氏は家庭の人であつて三人の息子がある。二十三才の長男ロバートは米國航空部隊員であり次男シヤック(十四才)と三男レーモンド(十才)は両親と一緒にツレーレーキに居住するのである。

### ○ツレーレーキ隔離所の経営

現在に於けるが如くツレーレーキ隔離所の経営は戦時轉任局が全責任を有するのである。詳細の多くは未だ決定を見て居ないがツレーレーキは各轉任所に適用されて居る大体的方針の下に従前通りに經營される。但し次の二つの例外に於ては著しい差異を見るのである。

### ○ツレーレーキ轉任所が選ばれた理由

加州北部に位する所のツレーレーキ轉任所が隔離所として選ばれた四つの理由は次の通りである。

- 一 一万五千名を收容し得る設備を有して居るので隔離される者の全部を收容する事が出来ると見られて居る事。
- 二 農場が良く耕作されて居り轉任所居住者に廣範の職と食料を供給し得る事。
- 三 ツレーレーキ轉任所は他の何れの轉任所よりも隔離される者を多数有して居るのであるから隔離実施に伴ふ移動者の数を減少する事。
- 四 轉任所は護衛を必要とする立退区域に位して居る故に外部移住の費用と困難を増して居ると言ふ事。

### ○ツレーレーキ隔離所々長

ツレーレーキ隔離所を旨く支配する事の出来る晩に全幅の信頼を寄せて居る轉任局長マイヤー氏の任命の下に八月一日にレーモンド・アル・ベスト氏がツレーレーキ隔離所長となつたのである。

10 ミシガン州カラマズー市の近くで生れたベスト氏は少年時代より西部に居るを定め過去二十五年間アイダホ州に住居を



ツレレキ隔離所に於ては信仰の自由が認めらる。此の団体神道は日本政府によつて宗教と看做され居るが故に宗教として許されるのである。

病院及充分な衛生施設及プログラムが備へられ財産及所有物に因りて法律上の相談及援助が與へらる。隔離所内の秩序安全を妨げない限り暇の利用に因りては束縛はない。

隔離所内に英語或は日本語新聞が発行される。若し希望とあれば両語新聞が許される。仕事は自発的に決せらる。由題であつて衣服給與を含む給料は轉住所に於けると同様である。失業補償金(半當)及救済金は戦時轉住局が支拂ひ特殊勞働者には作業服が給與される。

協同消費組合の事業は繼續される。ツレレキへ移される者はツレレキ協同消費組合に参加する事が出来る様に轉住所内の組合事務所に於て手續をするか或は会員費の拂戻しを得べきである。会員への割戻しはツレレキへ移される前又は移される直後に支拂はる。

轉住所に於けるが如く住宅は大体家族を本位として割當てらる。

ツレレキ隔離所内の居住者は外部に在る親戚の病氣見舞或は葬式に行くには所長の許可を要するものである。異常の場合を除く外斯様な外出は関係者の自費にて行はるるのであつて又最少限度に許可される。

外部に居住する者が親戚又は友人を訪問する許可を得るには前以て隔離所長に申込むのであるが所長はかかる訪問

一 ツレレキ隔離所内の居住者は外出の資格を有して居るのである。

二 自治制を規定して居る所の轉住局方針は適用されるのであるが立退者を代表する所の諮問にあつかる所の会議が設けられる。

此の莫を除く外ツレレキは他の轉住所に類似するものである。

各轉住所に於けるが如く外部的保安は陸軍が責任を負ふのであつて内部的秩序は現在轉住所に於て実行されて居る制度の下に居住者が自ら保つ様に計畫されて居るのである。

ツレレキ隔離所は西部防衛管区内に位して居るので短波ラヂオ、望遠鏡其の他の物は禁制品として所有を禁ぜらる。之等の禁制品のリストは轉住所内部保安課に於て得る事が出来る。ツレレキ隔離所に到来した者の所有荷物は陸軍當局によつて禁制品検査が行はる。郵便物の検査は、戦時に於て國家の安全の爲に検査を行ふ権限を有する陸軍によつて決せられる。

轉住所に於けるが如く小學校及中等學校が備へられる。然し子供が此の米國の學校に通ふ機会を與へられるか何うかと言ふ問題は父兄によつて決せられるのである。立退者の望む他の種の學校は米國政府の費用を要しない限り父兄によつて設立經營する事が許される。政府經營の學校に通ふ児童は放課後、他の學校に通ふ事を許される。成人教育及職業教育が備へられる。



に居住して居る者の市民権には何等の影響もない。

本国帰還又は国籍離脱を申請した者が何時日本へ送還されるかを豫告する事は不可能である。スペイン大使館を通じて日本政府が提供したリストに基づいて交換される人が選定される事になつて居る。此のリストに含まれて居る者は従前の如く通告を受けるのである。

理由あつてツレレレーキ隔離所に移来して居るが本国帰還も国籍離脱も申請して居ない者が日本政府の交換リストに含まれて居る事は有り得るのである。此の場合には日本へ帰還しなけれはならないか何うかと云ふ事は、米国家務省によつて決定されるのである。

米国家民にして国籍離脱を申請した者が戦争終結後米國に留まつた場合の身分に關しては豫測する道はないのである。此の尙題は戦後の條約米國國會制定の法律及現行法の解釋に依るのである。

徴兵制度が日系市民に適用される事となつた場合にはツレレレーキ隔離所内に在る米国家民は除外される様な事は全然ないと推定されて居る。

が不適當であると見た場合には許可を與へる事を要しない。

隔離完遂後には異常の場合のみツレレレーキへ移動する事が許されるのである。

ツレレレーキ隔離所内に在る者は、戦時轉住局の指令による居住であらうと自発的の居住であらうと適用される所の方針、規則及規律の全部の支配下にある事を念頭に置かねばならない。

### ○ 上訴する権利

隔離遂行の結果生ずるかも知れない所の不公平を匡正する方法を與へる爲に隔離完遂後にツレレレーキ居住者の上訴を審査する上訴委員が設定される。

不正當に隔離されたと信ずる居住者は上訴委員に審問を申請する事が出来るのである。此の審問に於て申請者は自己の申立を充分になす機会を與へられる。上訴委員は居住者の轉住所移動許可を推薦する権限を有するのである。

隔離完遂後ツレレレーキ隔離所に自発的に居住して居る者にして轉住所に移る事を望む時は同様に上訴委員に申請して許可を得るのである。

### ○ 雜件

現行法ではツレレレーキ隔離所へ移された者又自発的



年

一、...  
 二、...  
 三、...  
 四、...  
 五、...  
 六、...  
 七、...  
 八、...  
 九、...  
 十、...



